

〔 平 17. 6. 10
総 30 〕

資 料

（ 個 人 所 得 課 税 ）

目 次

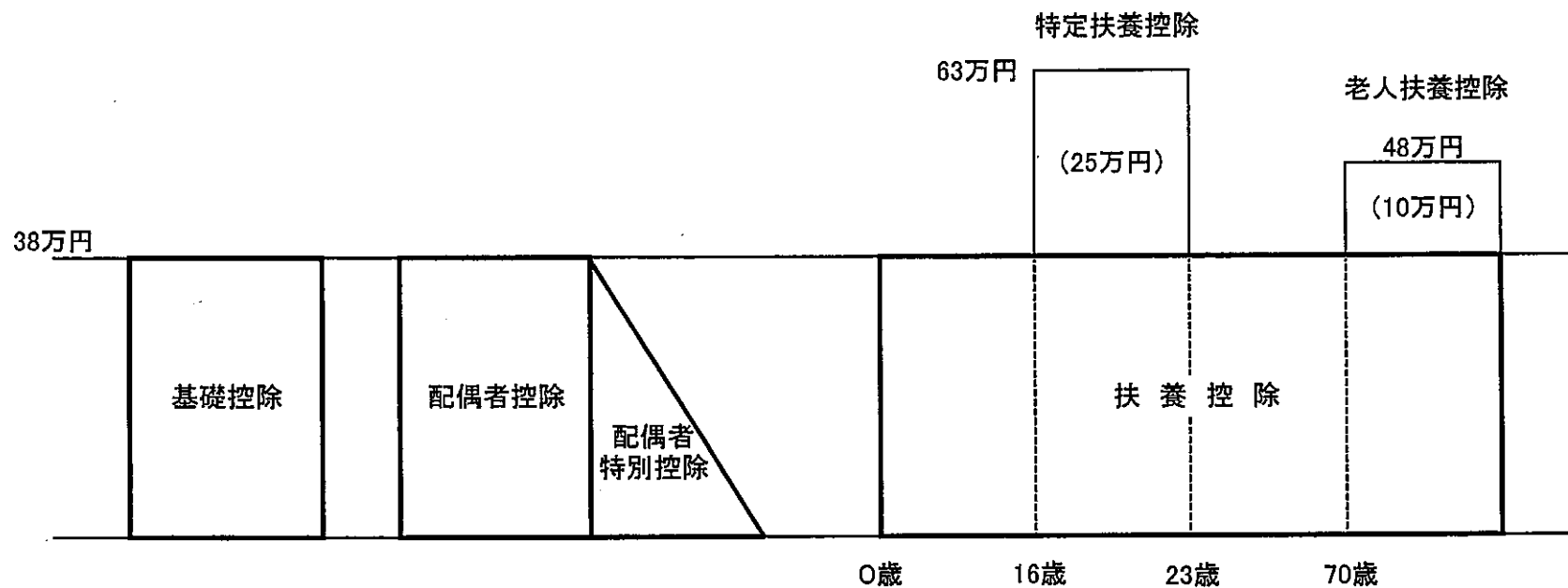
・ 人的控除の概要	1
・ 人的控除について（所得税）	2
・ 家族に関する控除の構造の見直し（3つの考え方）	3
・ 税制における子育て支援のあり方	4
・ フランスにおけるN分N乗方式に基づく税額の計算（イメージ）	5
・ 日本とフランスの所得税（国税）の税率構造の比較（イメージ）	6
・ 所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（夫婦2人の給与所得者）	7
・ 所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（独身の給与所得者）	8
・ 主要国における所得課税・社会保険料の実効負担率の国際比較 （夫婦2人の給与所得者）	9
・ 主要国における所得課税・社会保険料の実効負担率の国際比較（独身の給与所得者）	10
・ 給与収入階級別の所得税の負担割合（夫婦2人の給与所得者）	11
・ 給与収入階級別の納税者数及び所得税額のシェア（平成15年分）	12
・ 課税ベース（イメージ図）	13
・ 所得税の課税最低限の内訳及び算出方法	14
・ 所得税の課税最低限の国際比較＜給与所得者＞	15
・ 主要国における過去5年間の所得税の課税最低限の推移（夫婦2人）	16
・ （参考）主要国における過去5年間の所得税の課税最低限の推移（夫婦2人） （2001年の邦貨換算レートを各年に適用）	17
・ 日本と主要諸外国の所得税（国税）の課税最低限とその構成内訳 （夫婦2人の給与所得者の場合）	18
・ 主要国の税制及び児童手当制度	19
・ 課税最低限（モデル図）	20
・ 所得税の税率ブラケット毎の適用人数	21
・ 限界税率ブラケット別納税者（又は申告書）数割合の国際比較	22
・ 限界税率ブラケット別適用者数割合 （1年を通じて勤務した給与所得者及び国民年金・厚生年金の年金受給者）	23
・ 個人所得課税の税率の推移（イメージ図）	24
・ 所得税の税率の推移（イメージ図）	25
・ 税源移譲にあたっての基本的考え方	26
・ 所得税の税率構造の国際比較（イメージ）	27
・ 所得税の税率構造の国際比較（G5以外）（イメージ）	28
・ 転職希望率の推移	29
・ 就業異動の状況（転職率の推移）	29

人的控除の概要

			創設年 (所得税)	対 象 者	控 除 額		本人の所得要件
					所 得 税	個 人 住 民 税	
基礎的な人的控除	基礎控除		昭和22年 (1947年)	・本人	38万円	33万円	
	配偶者控除	控除対象配偶者	(昭和36年) (1961年)	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円	
		老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	48万円	38万円	
		(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
	扶養控除	扶養親族	昭和25年 (1950年)	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円	
		特定扶養親族	平成元年 (1989年)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	63万円	45万円	
		老人扶養親族	昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族	48万円	38万円	
		(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
		(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+10万円	+7万円	
特別な人的控除	障害者控除		昭和25年 (1950年)	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	27万円	26万円	
	(特別障害者控除)		昭和43年 (1968年)	・上記の者が特別障害者である場合	40万円	30万円	
	寡婦控除		昭和26年 (1951年)	次の要件のいずれかに該当する者 ①夫と死別したもの ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	①の場合 年間所得500万円以下
	(特別寡婦加算)		平成元年 (1989年)	・寡婦で、扶養親族である子を有するもの	+8万円	+4万円	年間所得500万円以下
	寡夫控除		昭和56年 (1981年)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	26万円	年間所得500万円以下
	勤労学生控除		昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	27万円	26万円	年間所得が65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下

人的控除について（所得税）

（割増・加算）
（基礎的な控除）



（参考）配偶者控除の沿革

昭和25年 扶養控除（配偶者は扶養親族として適用）の創設

昭和36年 配偶者控除の創設

家族に関する控除の構造の見直し（3つの考え方）

＜政府税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針（平成14年6月）」＞

考え方1

基礎控除

配偶者控除

扶養控除

…… これらを合せて
「家族控除(仮称)」？

考え方2

基礎控除

拡 充

——

扶養控除

児童及び老齢の
親族のみ

考え方3

基礎控除

拡 充

——

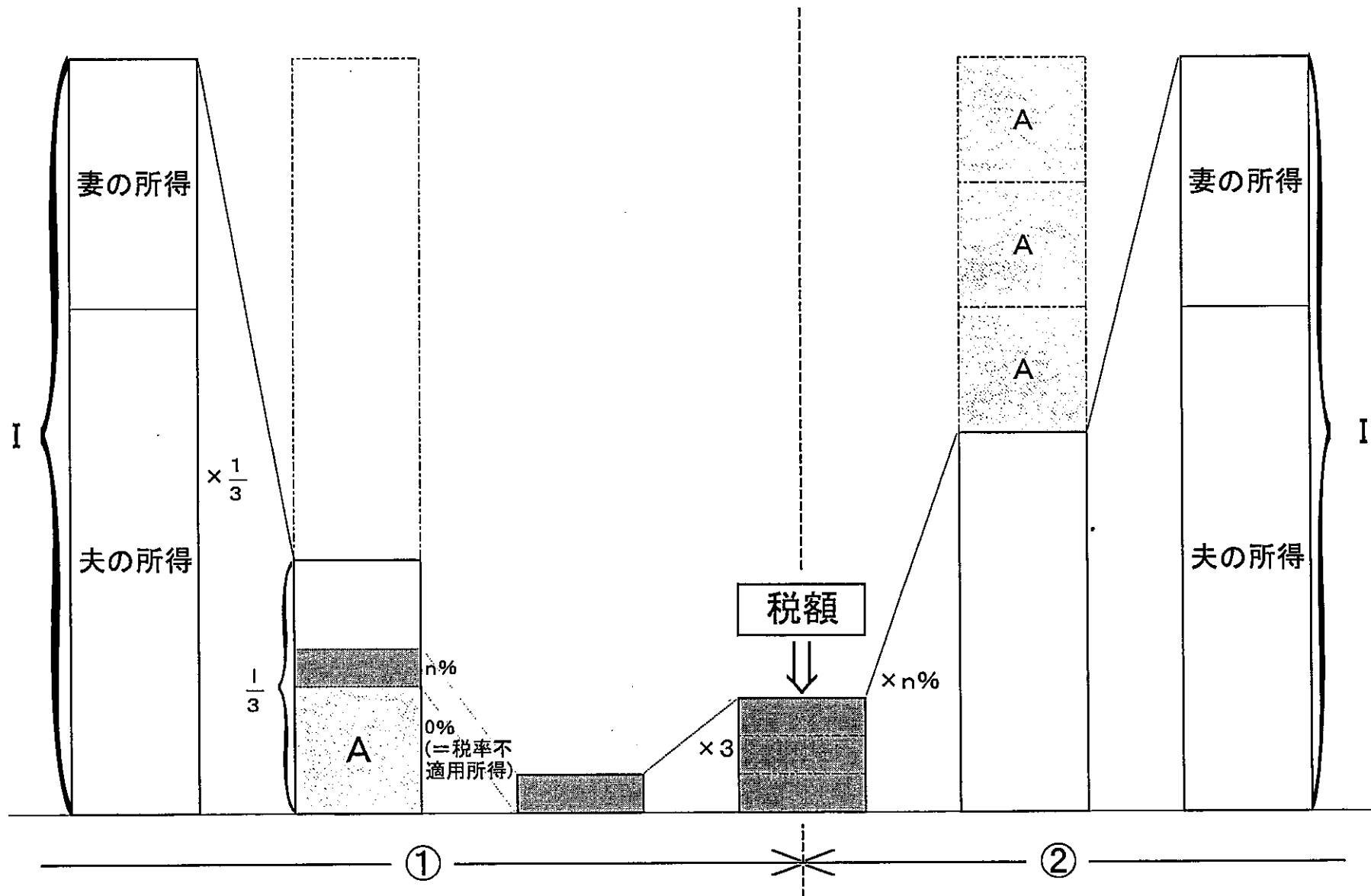
児童の扶養に
ついて税額控除

税制における子育て支援のあり方

		考 え 方	現 行 制 度	留 意 点
税 制	所得 控除	扶養者の担税力の減殺に 配慮	子供1人につき38万円控除 〔 16歳以上23歳未満の子供 は63万円控除 〕	・所得水準によって負担軽減効果が異なる (高所得者ほど負担軽減効果が大きくなる)
	税額 控除	子育て世帯への財政支援	—	・基本的に負担軽減効果は同等 ・ただし、税額が税額控除額を下回る場合は、負担軽減効果は限定的。また、非納税者には負担軽減効果が及ばない
予 算	(参 考) 手当	子育て世帯への財政支援	児童手当 ・第1子・第2子 60,000円/年 ・第3子以上 120,000円/年 〔 小学校3年生まで支給 所得制限あり 〕	・基本的には税額控除の負担軽減効果と同じ。ただし、上記のただし書にあるような税額の多寡による影響は受けない ・政府が広く給付を行うこととなるため、政府の規模が拡大する

フランスにおけるN分N乗方式に基づく税額の計算(イメージ)

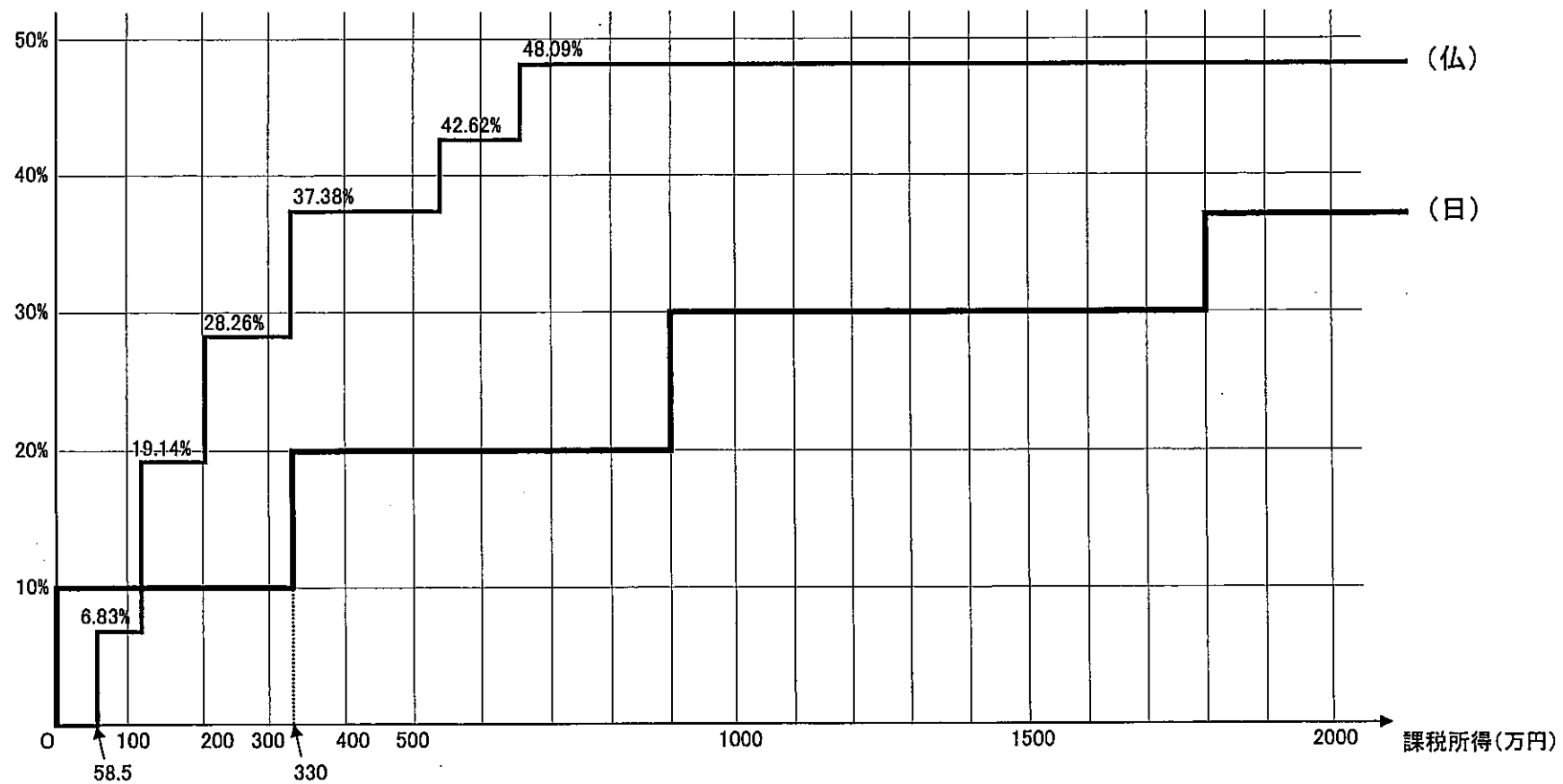
(夫婦子2人(N=3)の場合)



(注1) 子供の所得はなしと仮定。

(注2) 所得控除(必要経費概算控除、給与所得控除、社会保険料控除)及び税額控除(低所得者控除、不徴収点)は、比較便宜のため上図から割愛。

日本とフランスの所得税(国税)の税率構造の比較(イメージ)



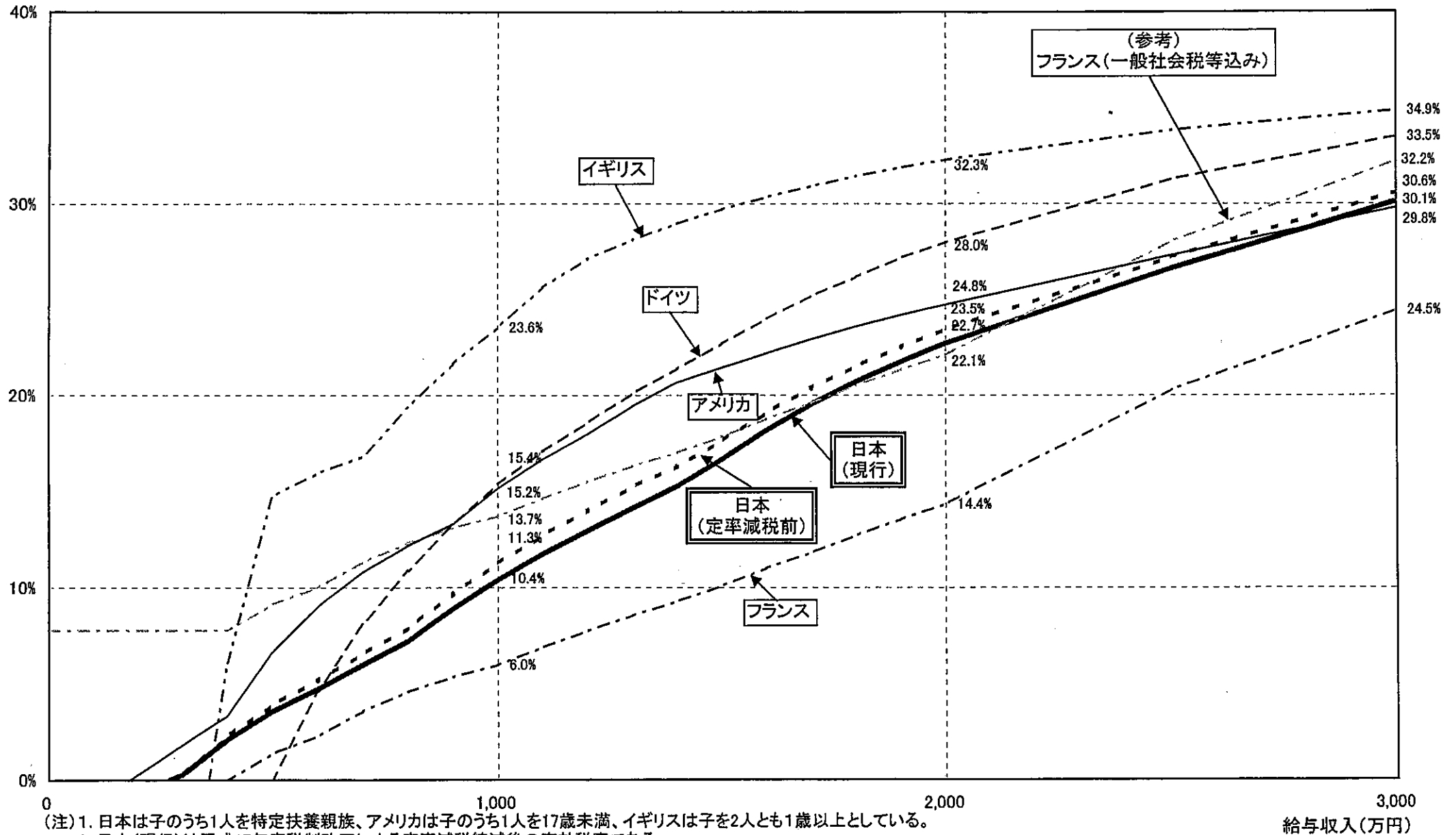
(注1) フランスは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている。

(注2) 邦貨換算レートは、1ユーロ=135円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成16年(2004年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

所得税・個人住民税の実効税率の国際比較(夫婦子2人の給与所得者)

未定稿

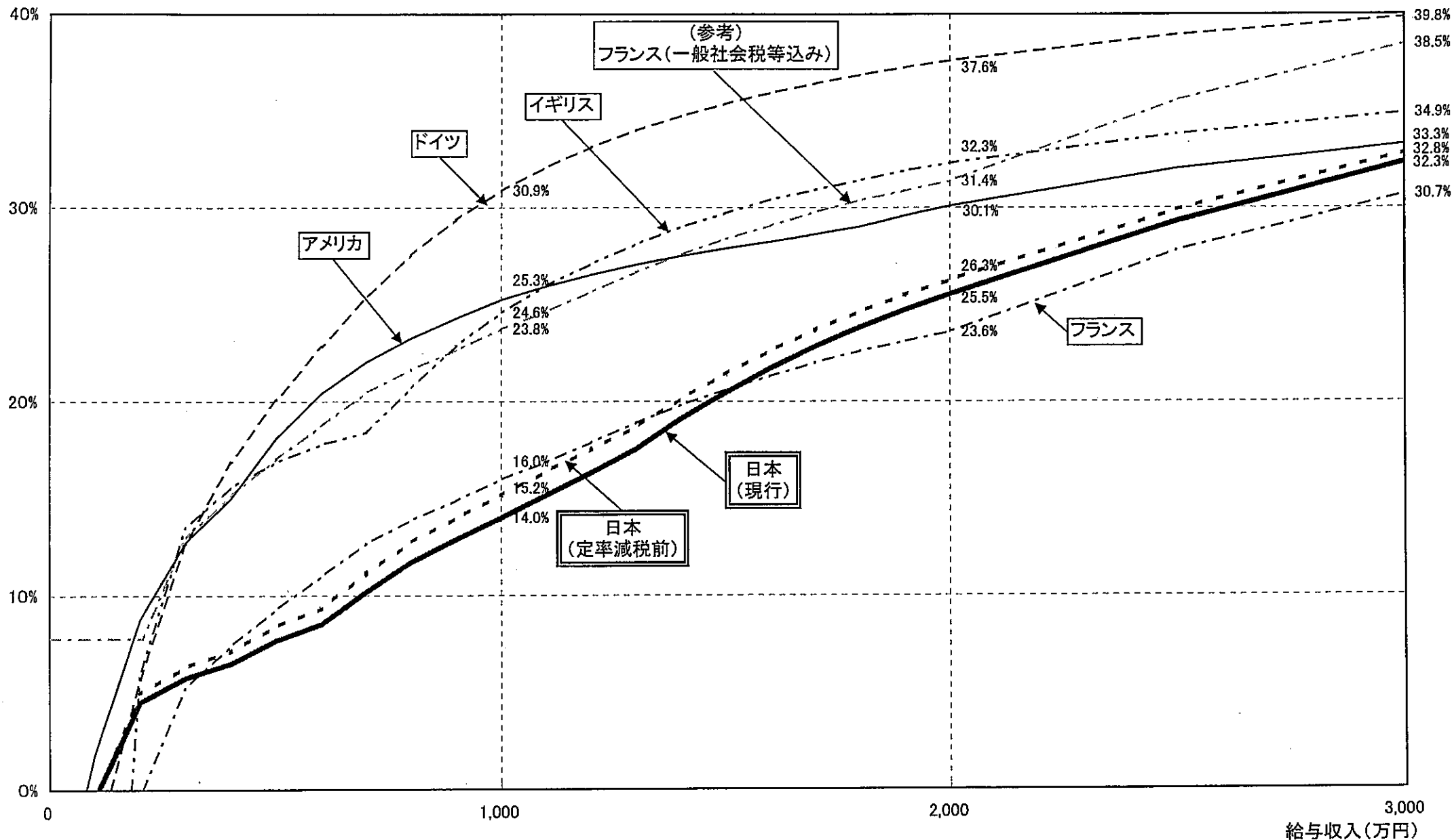
(2005年1月現在)



所得税・個人住民税の実効税率の国際比較(独身の給与所得者)

未定稿

(2005年1月現在)

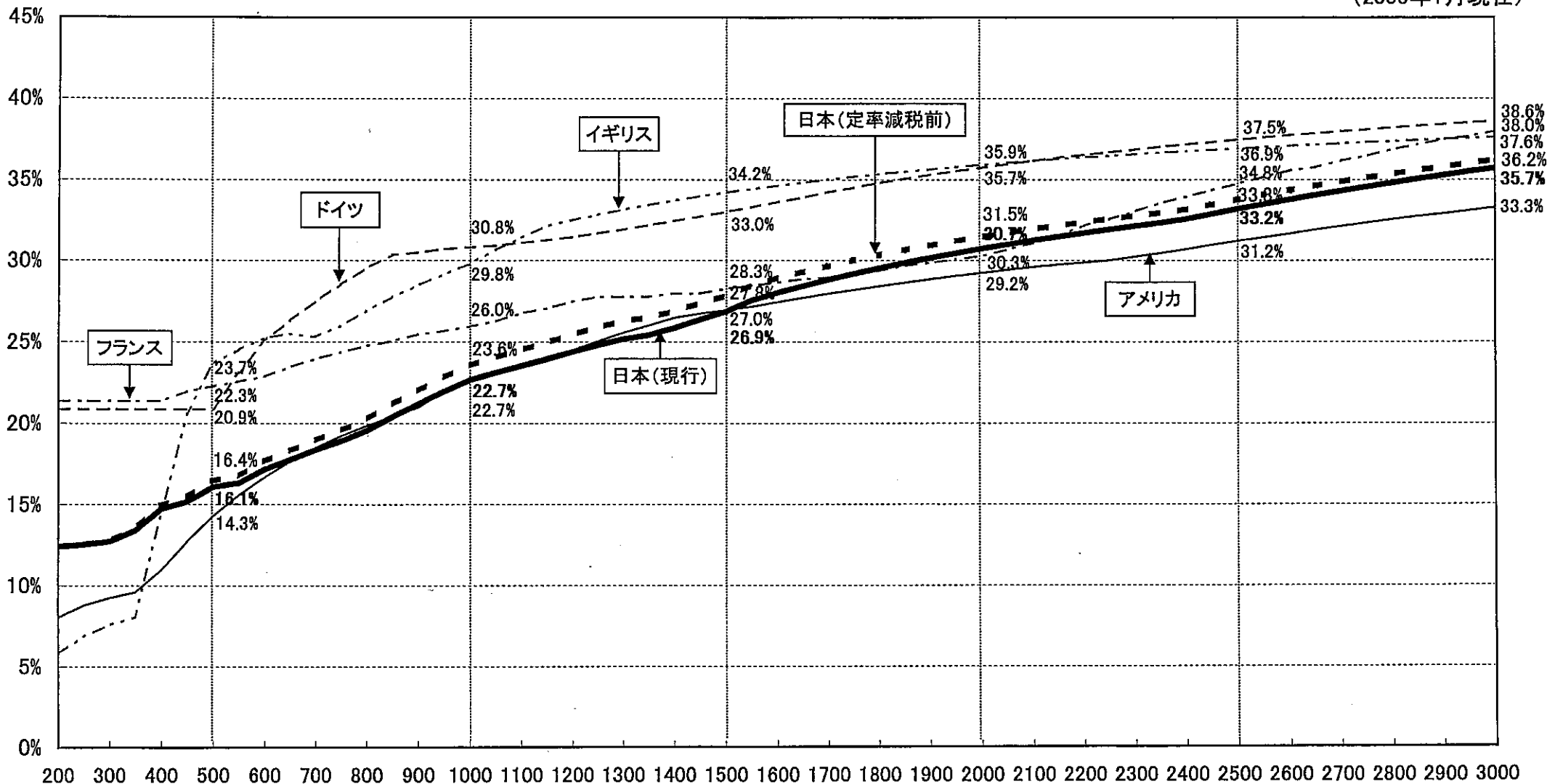


- (注) 1. 日本(現行)は平成17年度(2005年度)税制改正による定率減税縮減後の実効税率である。
 2. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 3. フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている。
 4. 邦貨換算レート: 1ドル=109円、1ポンド=198円、1ユーロ=135円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成16年(2004年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。
 5. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

主要国における所得課税・社会保険料の実効負担率の国際比較(夫婦子2人の給与所得者)

未定稿

(2005年1月現在)



(注1) 日本は子のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子のうち1人を17歳未満、イギリスは子を2人とも1歳以上としている。

(注2) 日本(現行)は、平成17年度(2005年度)税制改正による定率減税縮減後の数値である。

(注3) 各国の「所得課税」は以下のとおりである。日本は所得税及び個人住民税(所得割のみ)、アメリカは連邦所得税及びニューヨーク州所得税、イギリスは所得税、ドイツは所得税(連邦と州の共有税)、フランスは所得税、一般社会税及び社会保障債務返済税である。なお、フランスの一般社会税及び社会保障債務返済税は、収入に対して定率(現在、合計8%)で課されている。

(注4) 各国の「社会保険料」は以下のとおりである。日本は政府管掌健康保険、介護保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料、アメリカはOASDI(老齢遺族傷害年金保険)及びHI(病院保険特別会計)の保険料、イギリスは国民保険料(National Insurance Contributions)、ドイツは年金保険、一般疾病保険、介護保険及び失業保険の保険料、フランスは老齢年金保険、補足年金、疾病保険及び失業保険の保険料である。

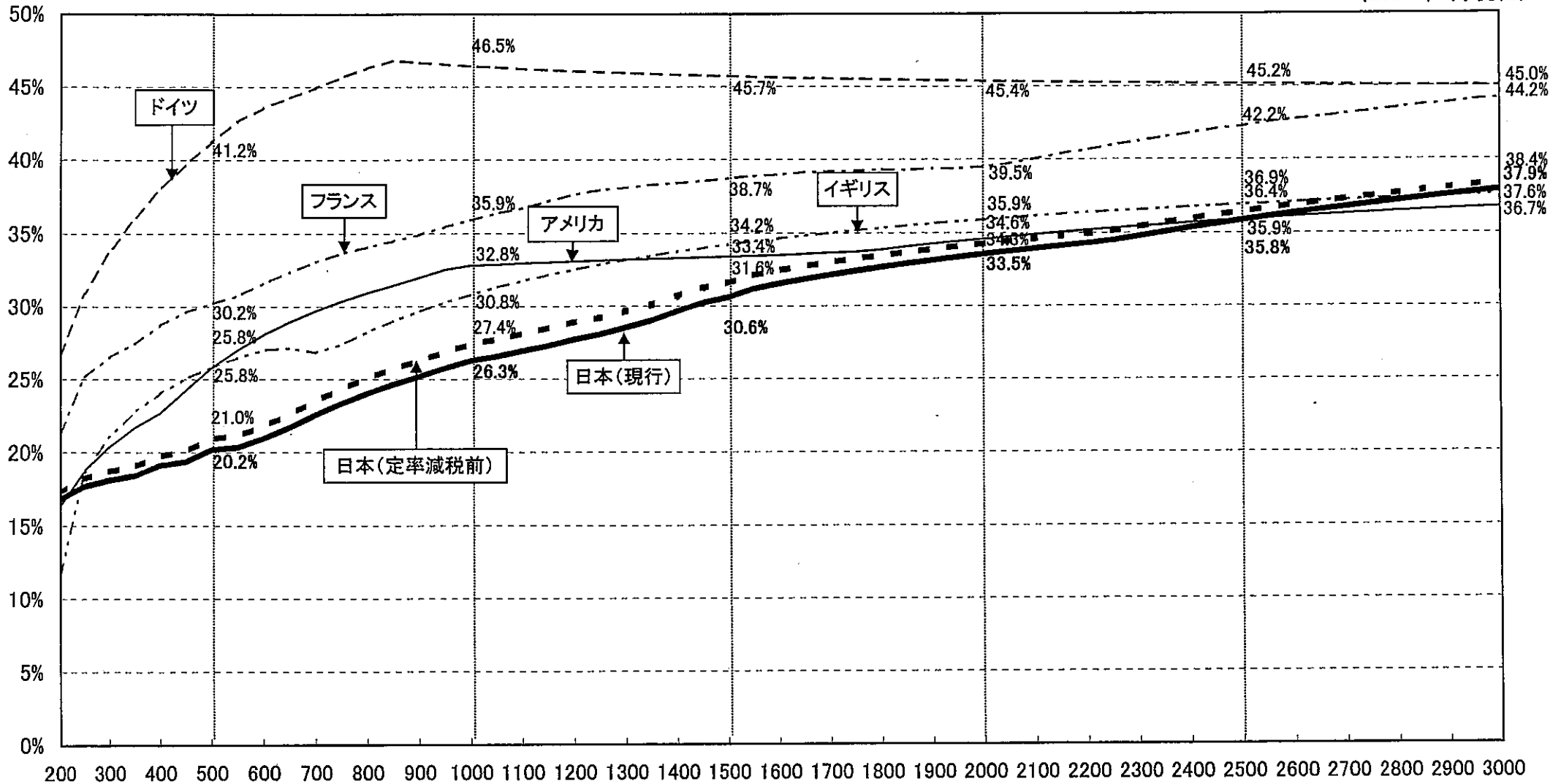
(注5) 邦貨換算レートは、1ドル=109円、1ポンド=198円、1ユーロ=135円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成16年(2004年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

給与収入(万円)

主要国における所得課税・社会保険料の実効負担率の国際比較(独身の給与所得者)

未定稿

(2005年1月現在)



(注1) 日本(現行)は、平成17年度(2005年度)税制改正による定率減税縮減後の数値である。

(注2) 各国の「所得課税」は以下のとおりである。日本は所得税及び個人住民税(所得割のみ)、アメリカは連邦所得税及びニューヨーク州所得税、イギリスは所得税、ドイツは所得税(連邦と州の共有税)、フランスは所得税、一般社会税及び社会保障債務返済税である。なお、フランスの一般社会税及び社会保障債務返済税は、収入に対して定率(現在、合計8%)で課されている。

(注3) 各国の「社会保険料」は以下のとおりである。日本は政府管掌健康保険、介護保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料、アメリカはOASDI(老齢遺族傷害年金保険)及びHI(病院保険特別会計)の保険料、イギリスは国民保険料(National Insurance Contributions)、ドイツは年金保険、一般疾病保険、介護保険及び失業保険の保険料、フランスは老齢年金保険、補足年金、疾病保険及び失業保険の保険料である。

(注4) 邦貨換算レートは、1ドル=109円、1ポンド=198円、1ユーロ=135円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成16年(2004年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

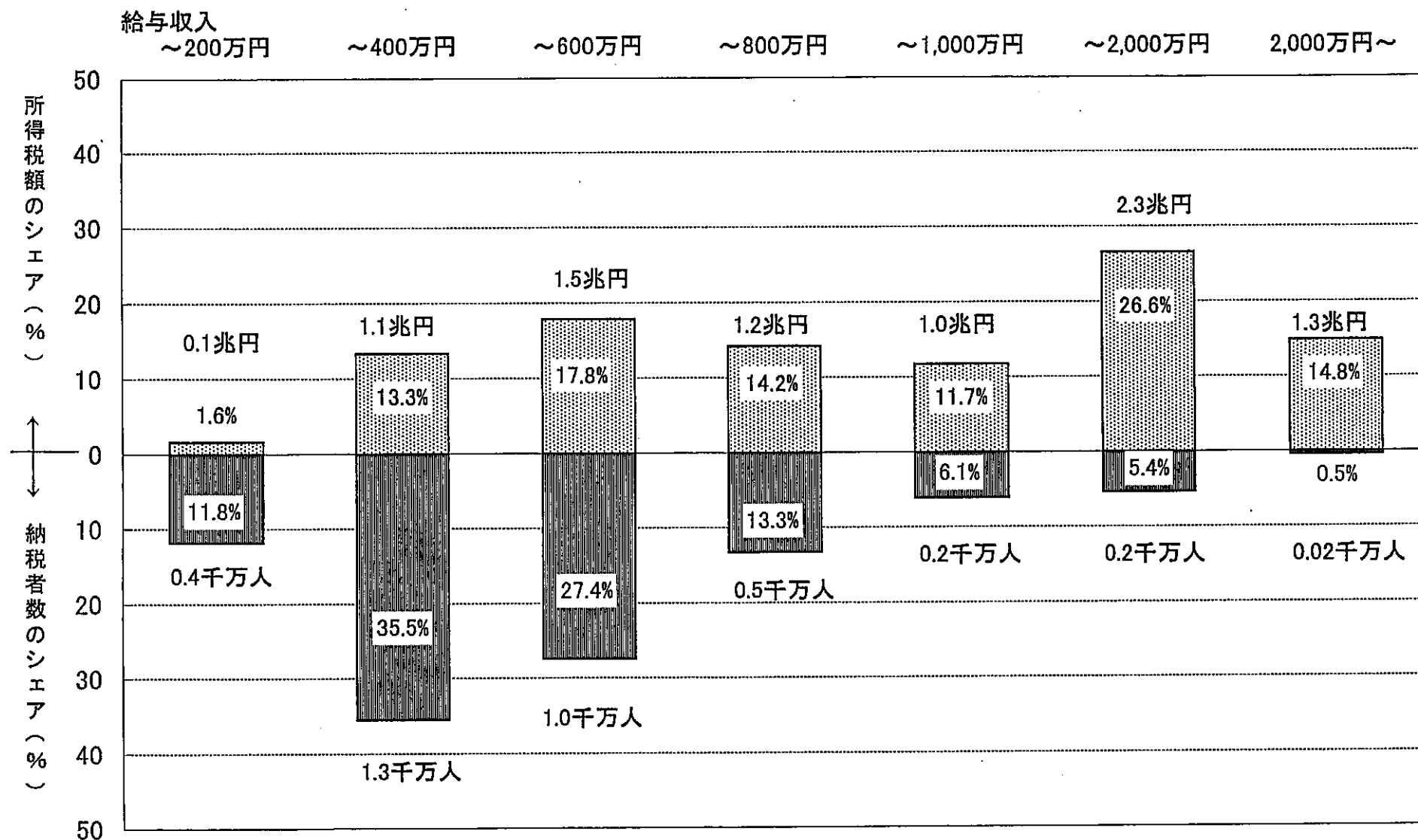
給与収入(万円)

給与収入階級別の所得税の負担割合(夫婦子2人の給与所得者)

給与収入金額 (a)	課税所得 (b)	適用税率 (c)	税額 (d)	負担率 (d/a)
300万円	0	—	0	—
400 //	490,000	10% (325.0万円)	44,100	1.1%
500 //	1,190,000	↓	107,100	2.1%
600 //	1,890,000		170,100	2.8%
700 //	2,630,000	↓	236,700	3.4%
800 //	3,430,000	20% (783.7万円)	320,400	4.0%
900 //	4,230,000	↓	464,400	5.2%
1,000 //	5,090,000		619,200	6.2%
1,500 //	9,640,000	30% (1,429.6万円)	1,537,000	10.2%
2,000 //	14,390,000	↓	2,962,000	14.8%
2,500 //	19,140,000	37% (2,380.0万円)	4,466,800	17.9%
3,000 //	23,890,000	↓	6,224,300	20.7%
5,000 //	42,890,000		13,254,300	26.5%
10,000 //	90,390,000	↓	30,829,300	30.8%

- (注) 1. 子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして計算している。
2. 一定の社会保険料が控除されているものとして計算している。
3. 税額は、平成17年度税制改正による定率減税縮減後の数値である。

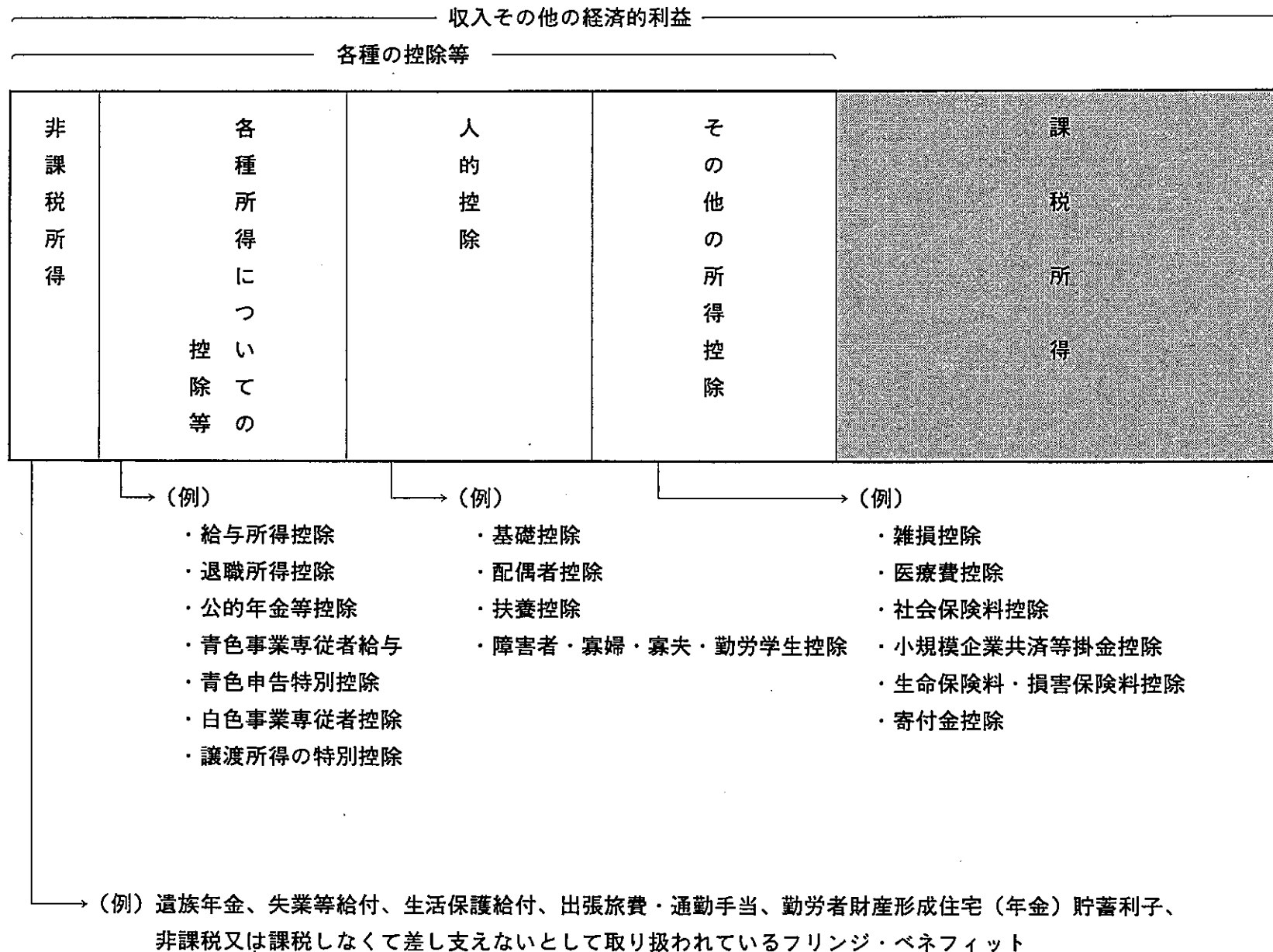
給与収入階級別の納税者数及び所得税額のシェア(平成15年分)



(備考) 国税庁「民間給与の実態」より作成

(注) 1年を通じて勤務した給与所得者(年末調整を行なわなかった者を含む。)である。

課税ベース（イメージ図）



所得税の課税最低限の内訳及び算出方法

給与所得控除	社会 保険料 控除	基礎 控除	配偶者 控除	扶養 控除	特定 扶養 控除
115.5万円	32.5万円	38万円	38万円	38万円	63万円
給与収入 325.0万円					

(注) 夫婦子2人の場合(子のうち1人は特定扶養親族に該当)

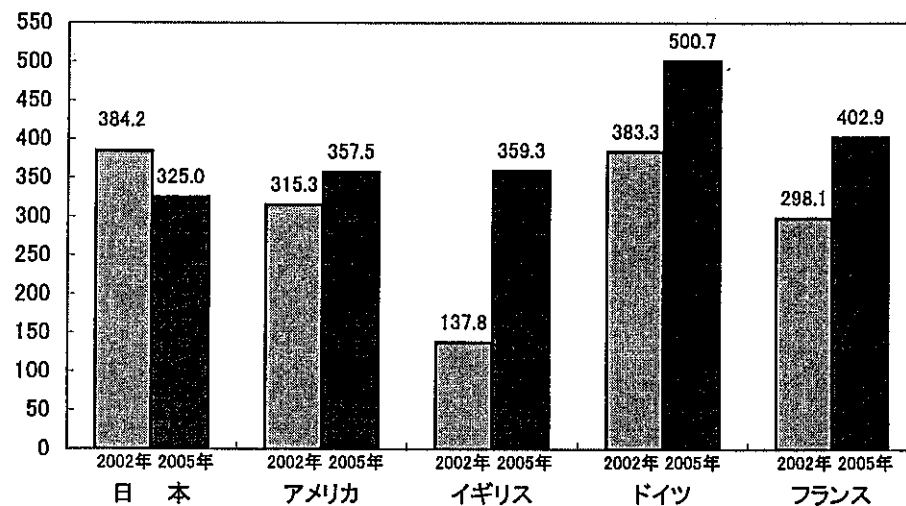
$$\begin{array}{rcl}
 X & - & (X \times 0.3 + 180,000) - X \times 0.1 - 1,770,000 = 0 \\
 \text{給与収入} & & \begin{array}{l} \text{給与所得控除} \\ \text{社会保険料控除} \\ \text{基礎控除} \\ \text{配偶者控除} \\ \text{扶養控除} \\ \text{特定扶養控除} \end{array}
 \end{array}
 \quad \text{この式によって計算すると } X = 325.0\text{万円}$$

所得税の課税最低限の国際比較<給与所得者>

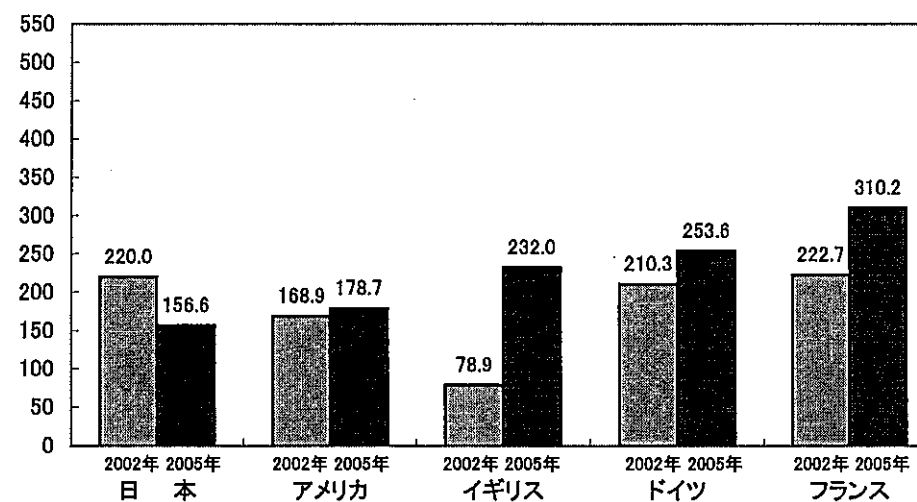
(2005年1月現在)

(単位:万円)

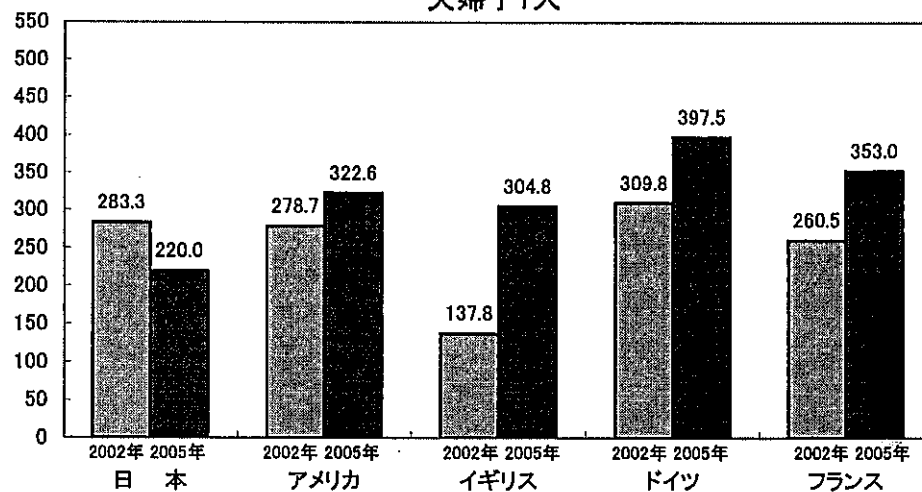
夫婦子2人



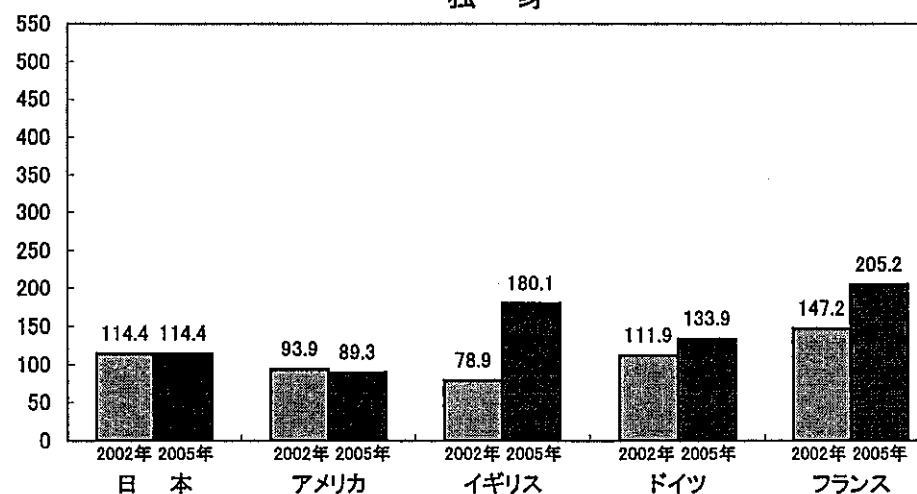
夫婦のみ



夫婦子1人

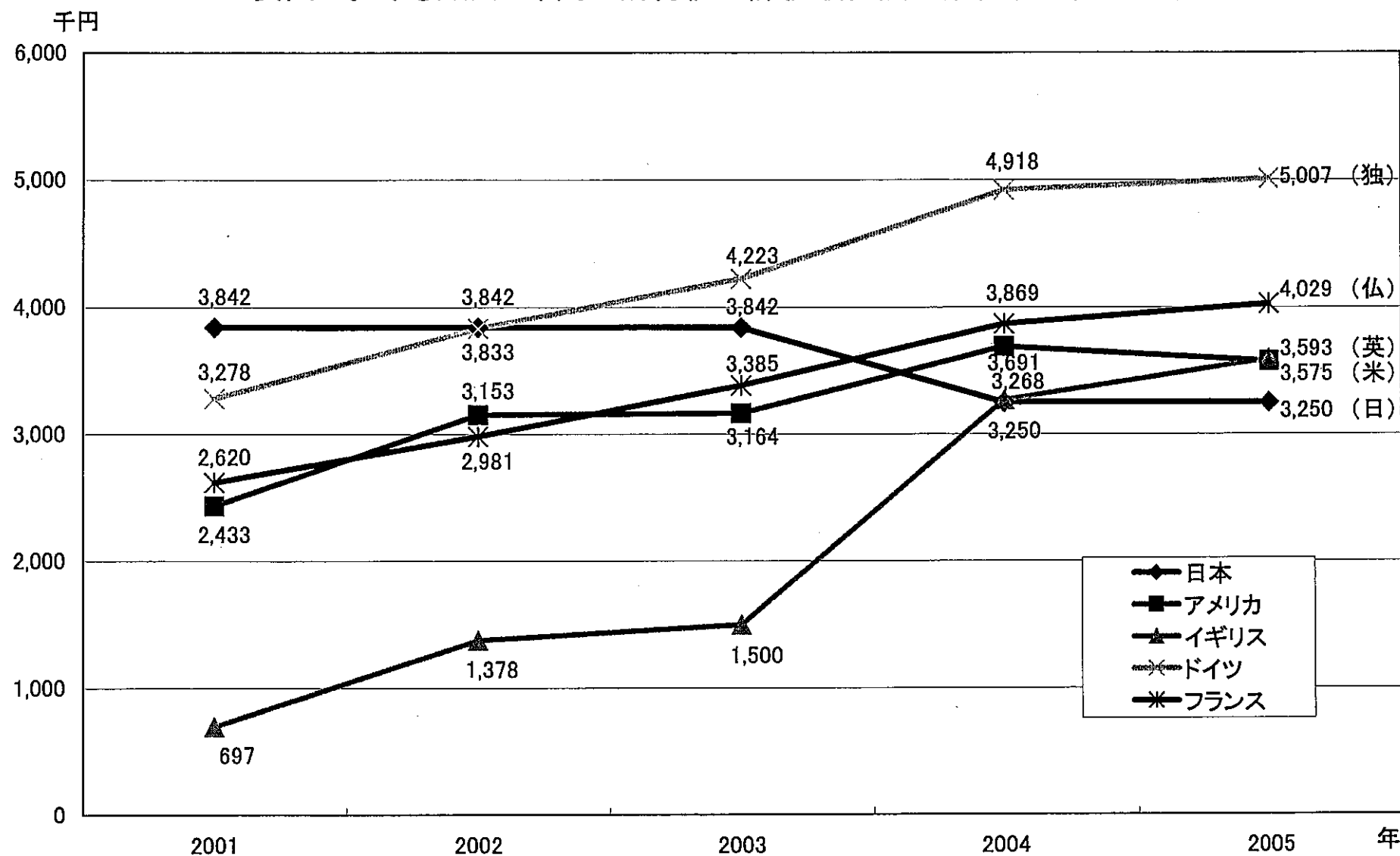


独身



- (注) 1. 日本は夫婦子2人の場合は子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。アメリカは夫婦子1人の場合はその子を、夫婦子2人の場合は子のうち1人を17歳未満としている。
イギリスは夫婦子1人、夫婦子2人の場合とも全ての子を1歳以上としている。
2. 邦貨換算レートは、2005年は1ドル=109円、1ポンド=198円、1ユーロ=135円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成16年(2004年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。
2002年は1ドル=122円、1ポンド=174円、1ユーロ=108円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成13年(2001年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

主要国における過去5年間の所得税の課税最低限の推移(夫婦子2人)

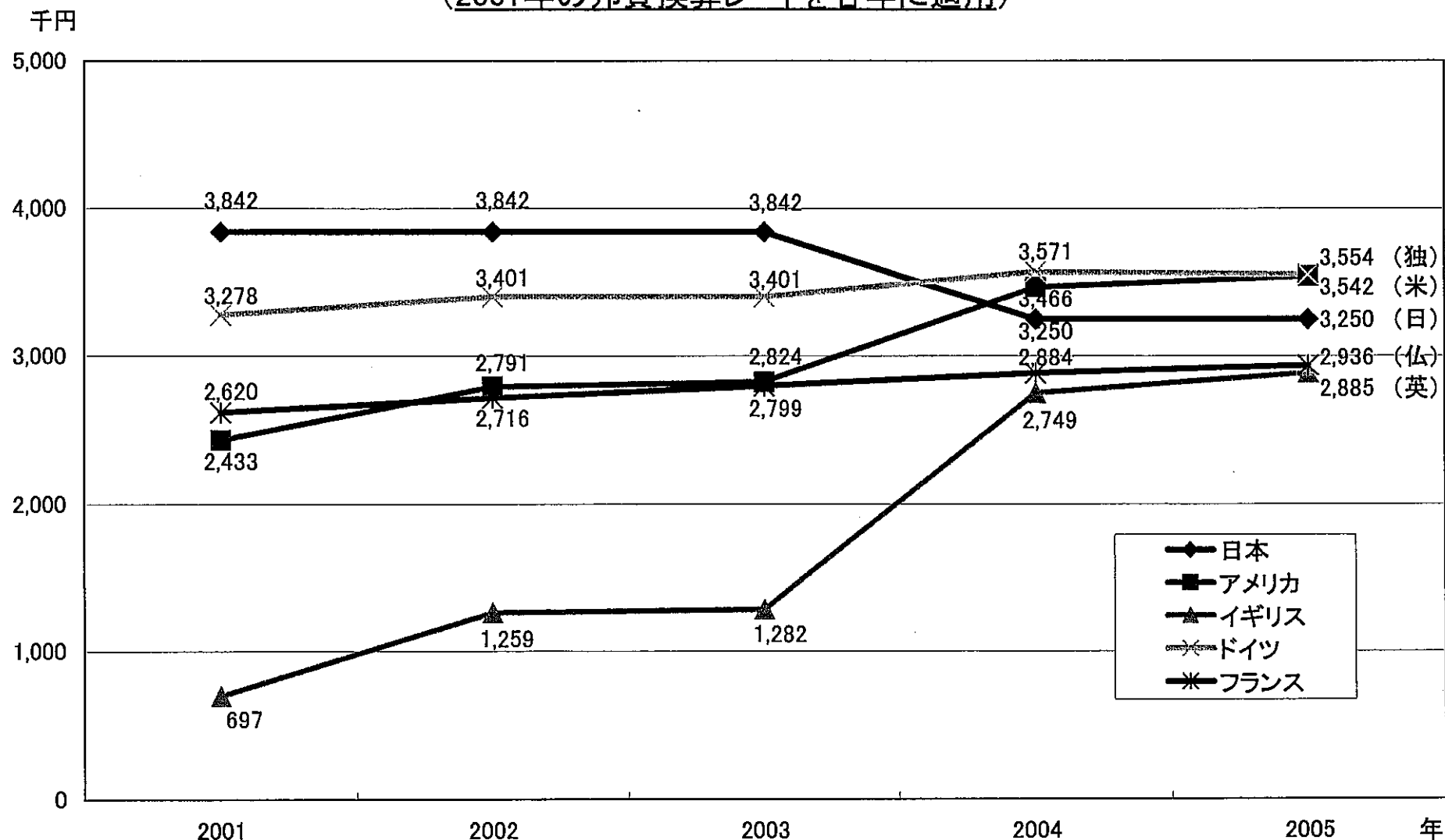


(注1) 日本は、子2人のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子2人のうち1人を17歳未満、イギリスは子2人とも1歳以上としている。

(注2) 各年とも各年1月現在の税法に基づく。

(注3) 邦貨換算レートは、各年1月から6月までの間において適用される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場による。

(参考) 主要国における過去5年間の所得税の課税最低限の推移(夫婦子2人)
(2001年の邦貨換算レートを各年に適用)



↑ 平成13年(2001年)1月から6月までの間において適用される邦貨換算レートを各年に適用。
邦貨換算レートは、1ドル=108円、1ポンド=159円、1マルク=49円、1フラン=15円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成12年(2000年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

(注1) 日本は、子2人のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子2人のうち1人を17歳未満、イギリスは子2人とも1歳以上としている。

(注2) 各年とも各年1月現在の税法に基づく。

日本と主要諸外国の所得税(国税)の課税最低限とその構成内訳(夫婦子2人の給与所得者の場合)

未定稿

(2005年1月現在)

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税最低限 2005年 (括弧内2002年)	325.0万円 (384.2万円)	357.5万円(32,800ドル) 1ドル=109円 〔315.3万円(25,850ドル)〕 1ドル=122円	359.3万円(18,150ポンド) 1ポンド=198円 〔137.8万円(7,924ポンド)〕 1ポンド=174円	500.7万円(37,093ユーロ) 1ユーロ=135円 〔383.3万円(35,495ユーロ)〕 1ユーロ=108円	402.9万円(29,847ユーロ) 1ユーロ=135円 〔298.1万円(27,604ユーロ)〕 1ユーロ=108円
積算の内訳 2005年	万円	ドル	ポンド	ユーロ	ユーロ
給与所得控除	115.5	【所得控除】	【所得控除】	【所得控除】	【所得控除】
社会保険料控除	32.5	概算控除*(2003年改正)	基礎控除*	被用者控除(2004年改正)	社会保険料控除(例年改訂)
基礎控除	38.0	人的控除*(4人)	【税額控除】	特別支出概算控除	必要経費概算控除(定率)
配偶者控除	38.0	【税額控除】	児童税額控除(2人)	保険料概算控除(2005年改正)	給与所得控除(定率)
扶養控除(2人)	101.0	子女税額控除(1人) (2003年改正)	(2003年度改正)	【税額控除】	【税額控除】
		(注)子女税額控除は還付有(ただし、上限有)。控除額は、2001年改正により500ドルから段階的に引き上げられ、2003年改正の前倒し実施により1,000ドル(上限)となった。サンセット条項により、2011年に2001年以前の500ドルに戻る予定。	(注)児童税額控除は還付有。控除額は、所得や子供の数等により異なる。	(注)児童手当を税額控除として実施、還付有。 ※上記課税最低限には税率不適用所得の水準(15,328ユーロ、2004年改正)が加味されている。	(注)児童手当を税額控除として実施、還付有。 ※上記課税最低限には税率不適用所得の水準(13,002ユーロ)が加味されている。
(2002年)					
給与所得控除	130.8	【所得控除】	【所得控除】	【所得控除】	【所得控除】
社会保険料控除	38.4	概算控除*	基礎控除*	被用者控除	社会保険料控除
基礎控除	38.0	人的控除*(4人)	【税額控除】	特別支出概算控除	必要経費概算控除(定率)
配偶者控除	38.0	【税額控除】	児童税額控除	保険料概算控除	給与所得控除(定率)
配偶者特別控除	38.0	子女税額控除(1人)		【税額控除】	【税額控除】
扶養控除(2人)	101.0			児童手当(2人)	低所得者控除*
		(注)子女税額控除は還付有(ただし、上限有)。	(注)児童税額控除の額は、子供の数にかかわらず定額。	(注)児童手当を税額控除として実施、還付有。 ※上記課税最低限には税率不適用所得の水準(14,470ユーロ)が加味されている。	不徴収点 ※上記課税最低限には税率不適用所得の水準(12,363ユーロ)が加味されている。

(備考) 1.日本は子2人のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子2人のうち1人を17歳未満、イギリスは子を2人とも1歳以上として計算している。

2.課税最低限の水準には、課税単位が勘案されている。

3.課税最低限の値は、各年1月現在の税法に基づく。

4.積算の内訳(2005年)の控除には、2002年以降の主な税制改正年を記載している。

5.*(アスタリスク)の控除等は、毎年度インフレ調整が行われる。

(参考)

児童手当	あり	なし	あり	あり(税と一体)	あり
------	----	----	----	----------	----

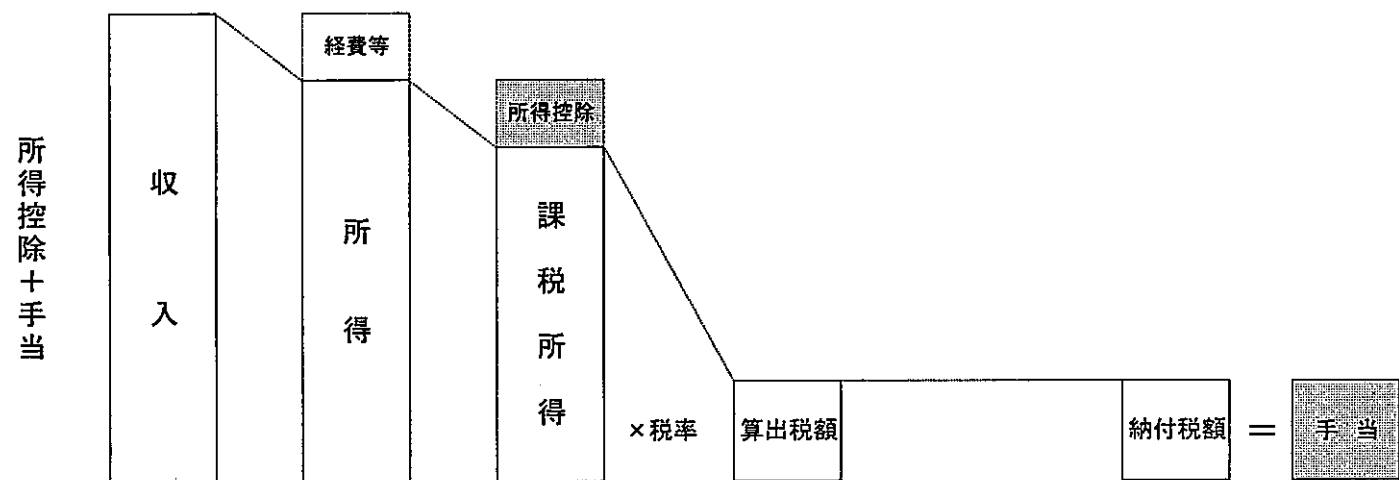
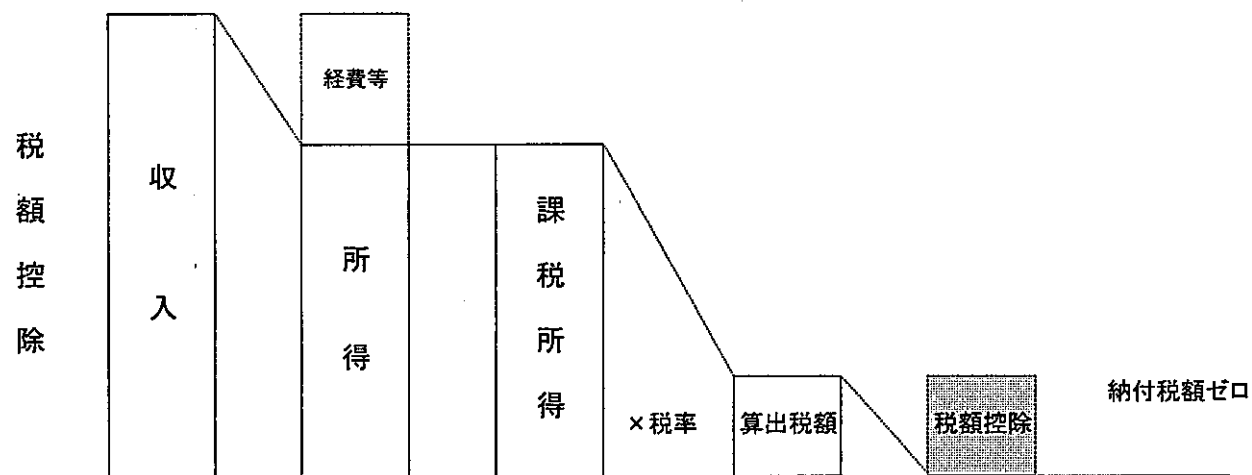
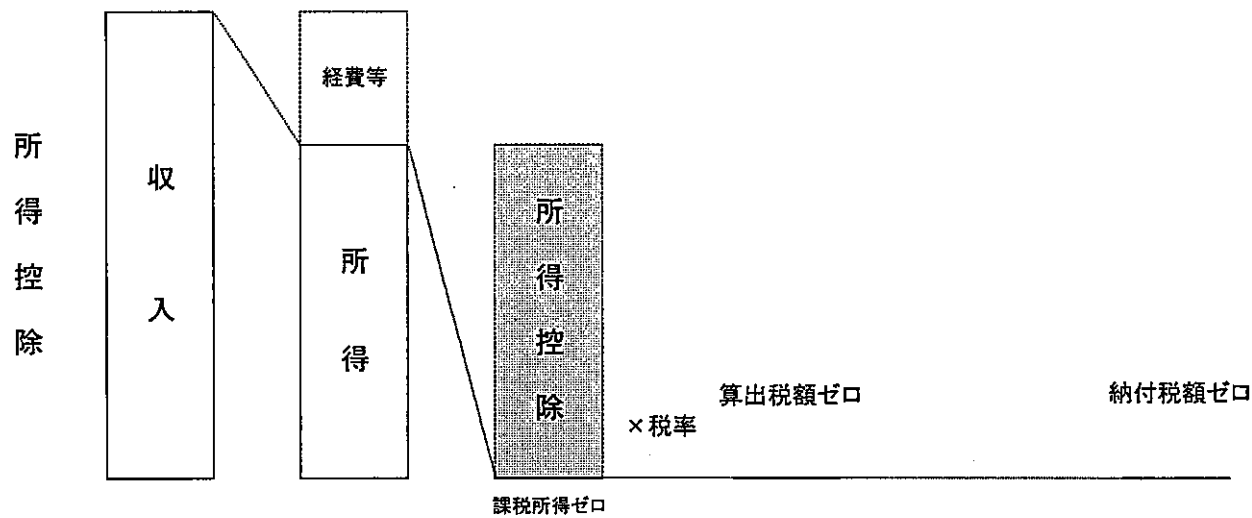
主要国の税制及び児童手当制度（未定稿）

（2005年1月現在）

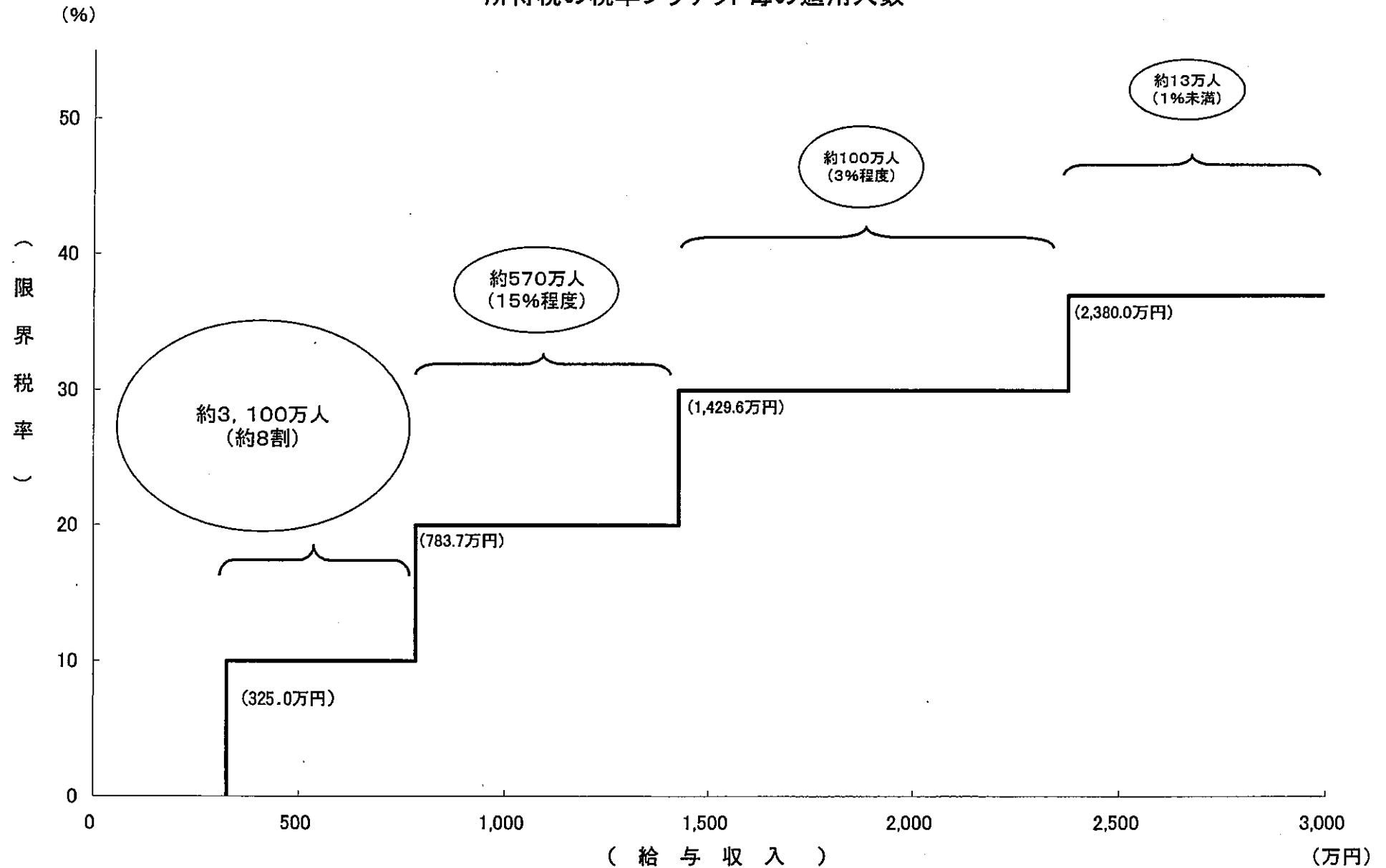
	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
税制上の措置	扶養控除	人的控除及び 子女税額控除（還付有、 ただし、上限有）	児童税額控除（還付有）	子女控除（所得控除）、 児童手当（税額控除、還付有） のいずれか有利な方を適用	人的控除なし （世帯単位課税N分N乗）
児童手当 支給対象	第1子から 小学校第3学年修了前	な し	第1子から 原則16歳未満	第1子から 原則18歳未満	第2子から 原則16歳以下
支給月額	第1子～ 0.5万円 第3子～ 1.0万円		第1子 66ポンド （約1.3万円） 第2子～ 44.2ポンド （約0.9万円） ※週額×4の金額である	第1子～ 154ユーロ （約2.1万円） 第4子～ 179ユーロ （約2.4万円）	第1子 なし 第2子 115.64ユーロ （約1.6万円） 第3子～ 263.80ユーロ （約3.6万円）
所得制限	非被用者 年収596.3万円未満 被用者 年収780万円未満 （夫婦と児童2人の世帯）		（親） な し （子） 16歳以上19歳未満の 子は非勤労の学生に 限って認められる	（親） な し （子） 18歳以上については、 児童の年収7,680ユー ロ（約104万円）未満	な し
財 源	事業主拠出金 国庫負担 地方負担		国庫負担	国庫負担 地方負担	事業主保険料 一般社会税 国庫負担

（注）邦貨換算レートは、1ポンド＝198円、1ユーロ＝135円（裁定外国為替相場：平成16年（2004年）6月から11月までの間における実勢為替相場の平均値）。

課税最低限（モデル図）



所得税の税率ブラケット毎の適用人数



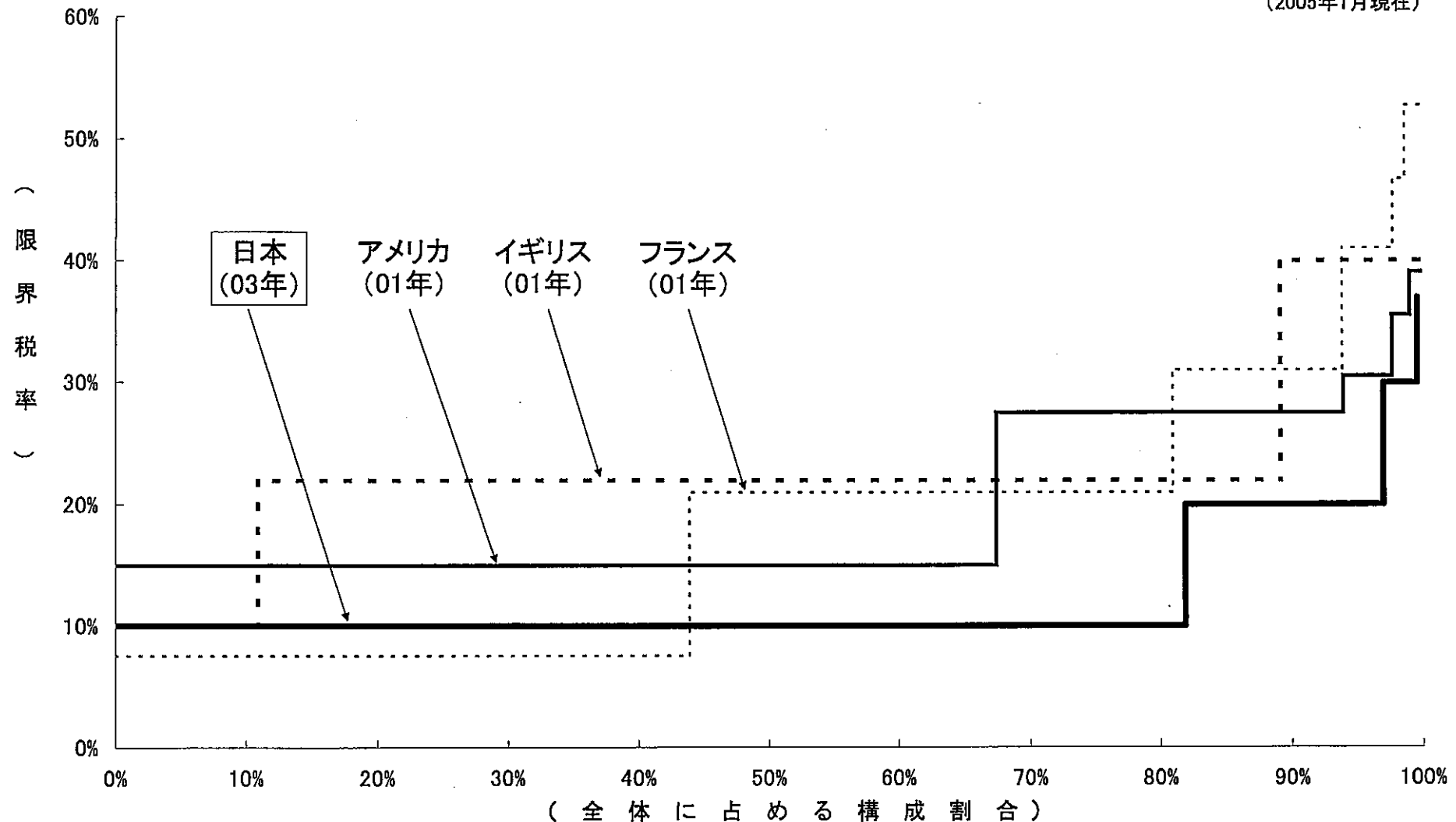
(注)1 税率ブラケット毎の適用人数は、「民間給与の実態(15年)」より、1年間を通じて勤務した納税者に係る給与収入別の人員分布から扶養人員数等を考慮して推計。

2 各税率が適用される給与収入は参考として夫婦2人の場合を示した。

限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較

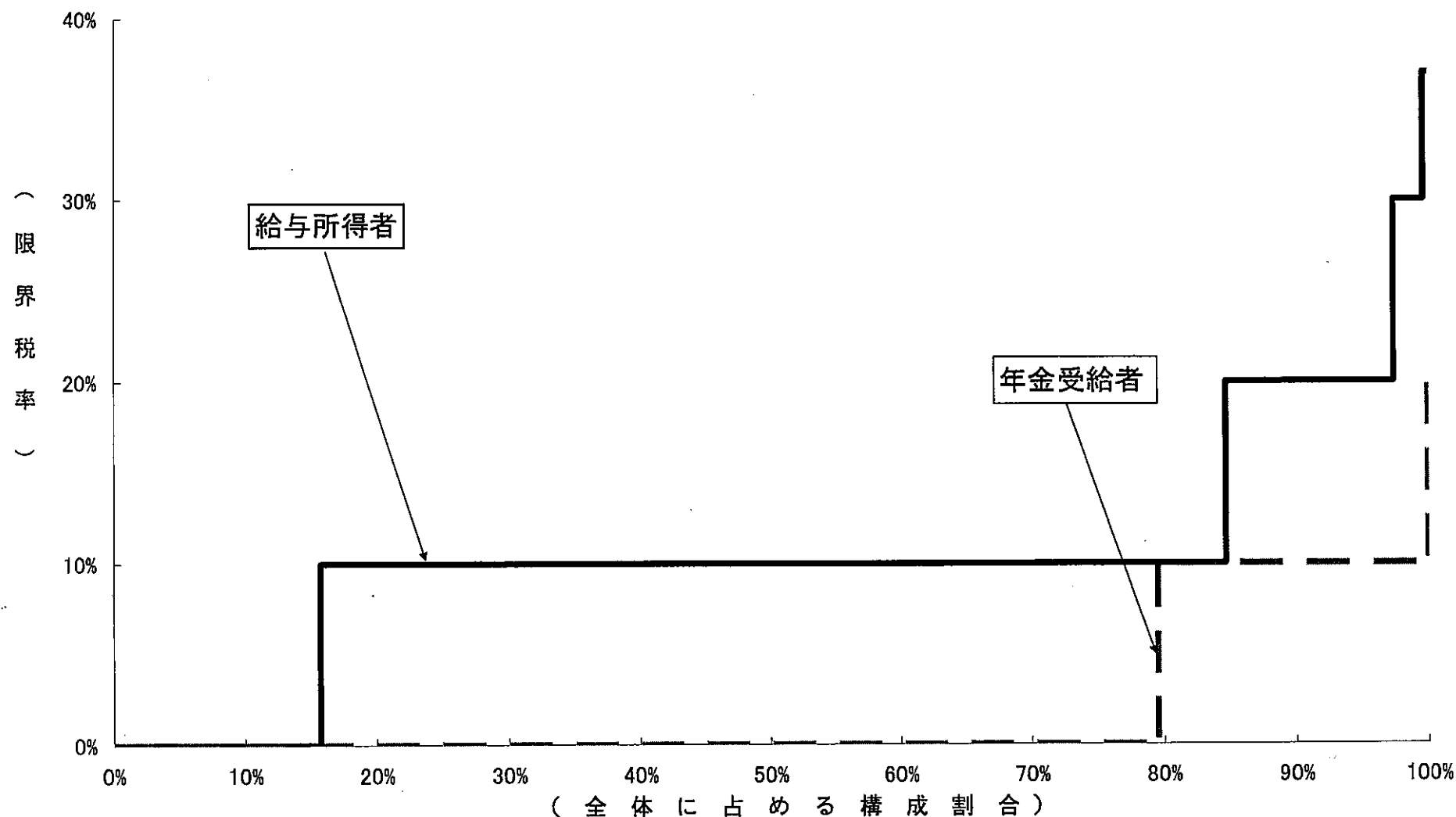
未定稿

(2005年1月現在)



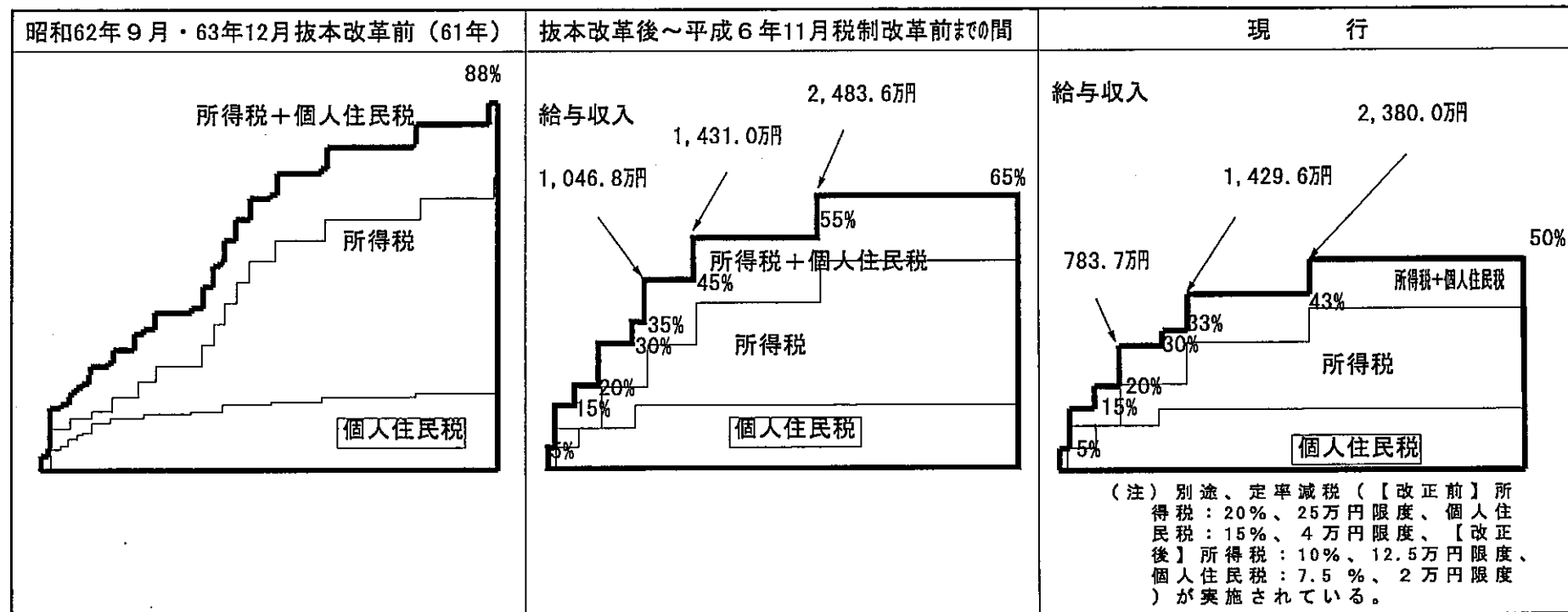
- (注) 1. 日本のデータは「民間給与の実態(15年)」より、1年間を通じて勤務した納税者に係る給与収入別の人員分布から扶養人員数等を考慮して推計した。
 2. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した。
 3. ドイツは方程式方式のためブラケット別納税者数割合は不明。
 4. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。
 このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。
 5. アメリカは、2001年当時の税率である。なお、2001年ブッシュ減税、2003年ブッシュ減税を経て、2004年現在の税率は10,15,25,28,33,35%である。

限界税率ブラケット別適用者数割合
(1年を通じて勤務した給与所得者及び国民年金・厚生年金の年金受給者)

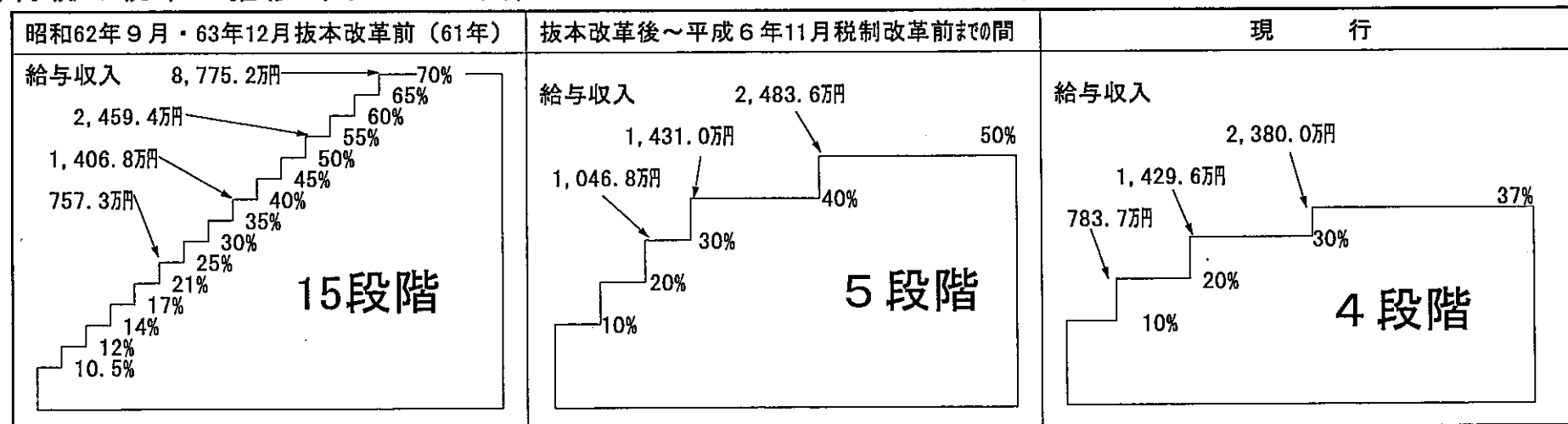


- (注) 1. 給与所得者の適用者数割合は「民間給与の実態(15年)」より、1年を通じて勤務した給与所得者に係る給与収入別の人員分布から扶養人員数等を考慮して推計した。
2. 年金受給者の適用者数割合は、厚生労働省資料(15年度)による国民年金及び厚生年金の年金額別の人員分布から、年金受給者をすべて65歳以上の者と仮定し、さらに国民生活基礎調査による配偶者の有無の割合を考慮して推計した。

個人所得課税の税率の推移（イメージ図）



所得税の税率の推移（イメージ図）



税源移譲にあたっての基本的考え方

所得税法及び地方税法本則の改正により、所得税から個人住民税へ恒久措置として本格的な税源移譲を実施。その際、

- 所得税・個人住民税の役割分担を明確化
 - ┌ 所得税：所得再分配機能
 - └ 個人住民税：応益性・偏在度の縮小 ⇒ フラット化
- 個々の納税者の負担の変動を極力抑制
- 全体として「あるべき税制」の方向性と整合的な姿を確保

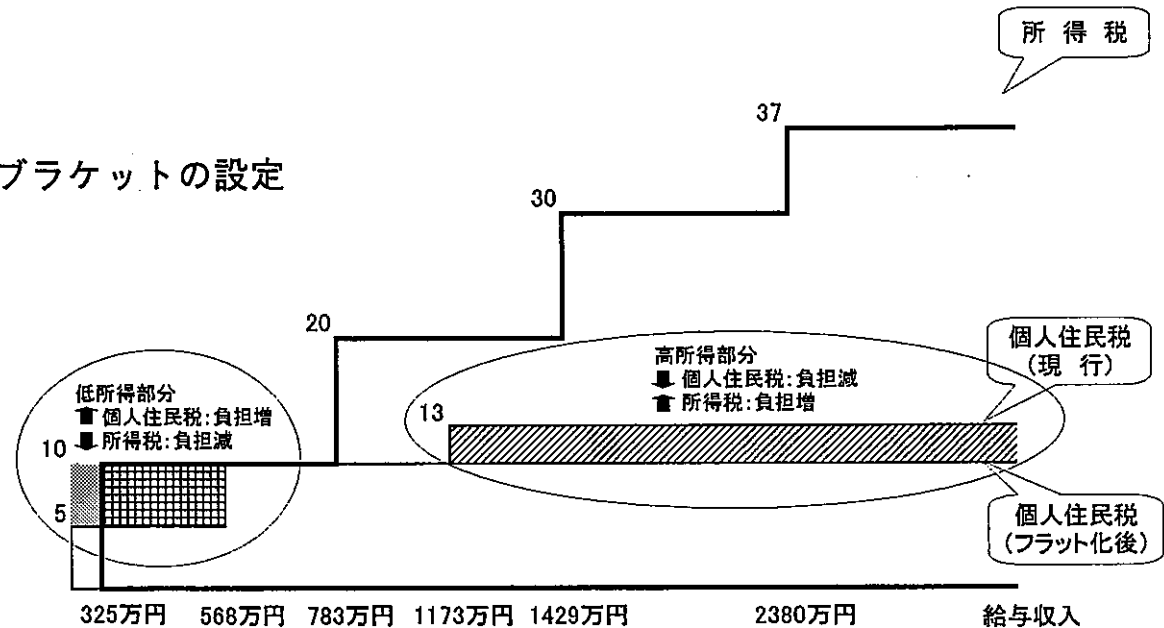
【主な検討項目】

1. 所得税

- (1) 最低税率（10％）よりも低い税率ブラケットの設定
- (2) 最高税率の引上げ
- (3) ブラケットの見直し
- (4) 人的控除の見直し

2. 個人住民税

- (1) 税率のフラット化
- (2) 低所得部分に係る負担調整措置



(注) 夫婦2人の給与所得者の場合。

所得税の税率構造の国際比較（イメージ）

未定稿

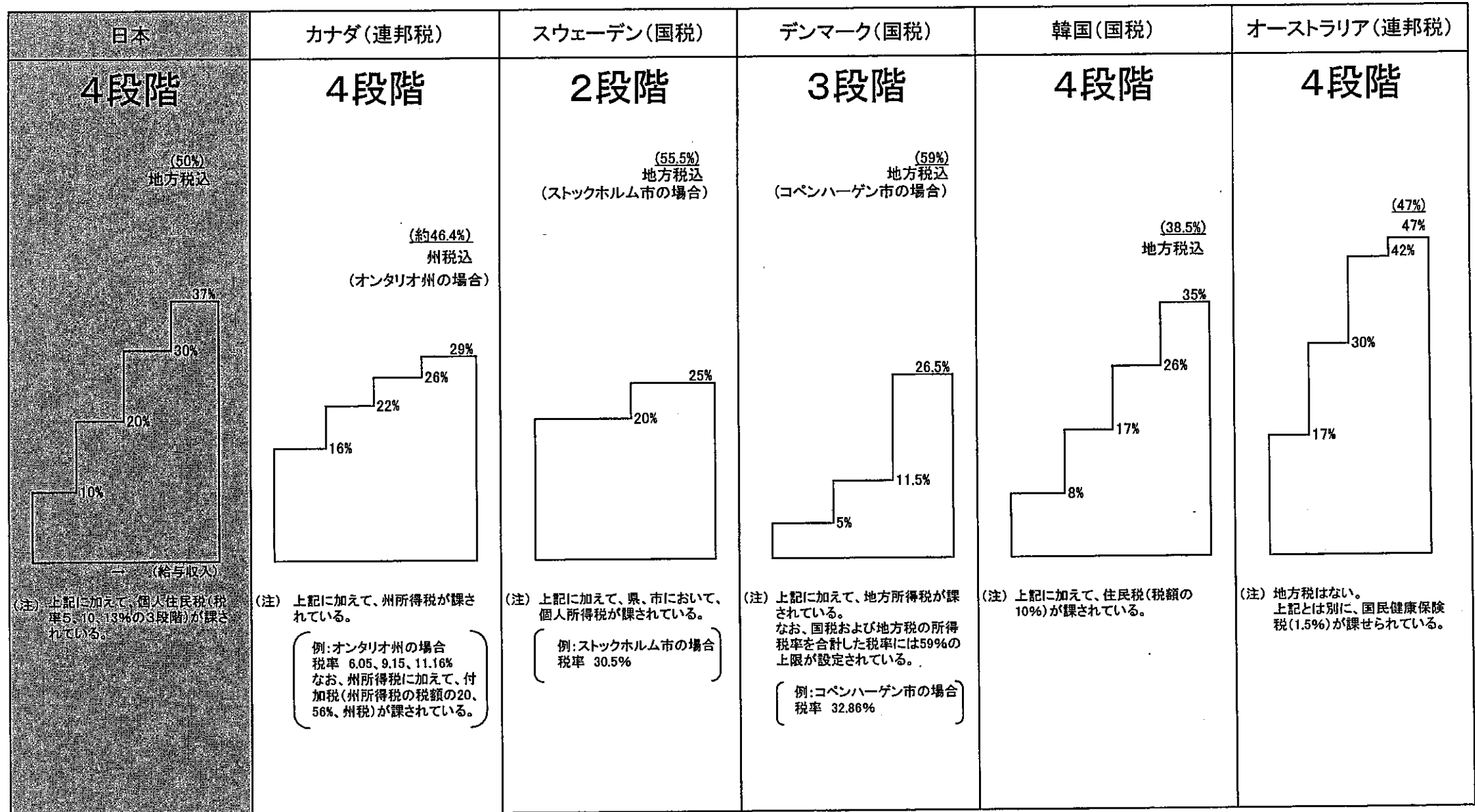
（2005年1月現在）

日 本	アメリカ(連邦税)	イギリス(国税)	ドイツ(共有税)	フランス(国税)
4段階 (50%) 地方税込 10% 20% 30% 37% → (給与収入) (注) 上記に加えて、個人住民税（税率5、10、13%の3段階）が課されている。	6段階 (47%) 州・地方政府税込 (NY市の場合) 10% 15% 25% 28% 33% 35% (注) 上記に加えて、州、郡、市等において、個人所得税が課されている。 例：ニューヨーク市の場合 州税率 4～7.7% 7段階 市税率 2.907～4.45% 6段階	3段階 (40%) 10% 22% 40% (注) 地方税はない。	方程式 (42%) 15% 42% (注) ドイツの所得税は共有税であり、連邦、州及び市町村にそれぞれ税収が配分される。なお、上記に加えて、連帯付加税（税額の5.5%、1995年導入、連邦税）が課されている。	6段階 (48.09%) 6.83% 19.14% 28.26% 37.38% 42.62% 48.09% (注) 地方税はない。上記とは別に、社会保障関連諸税（原則として計8%）が収入に対して課される（金融資産性収入等についてはさらに3%が課される）。

所得税の税率構造の国際比較(G5以外) (イメージ)

未定稿

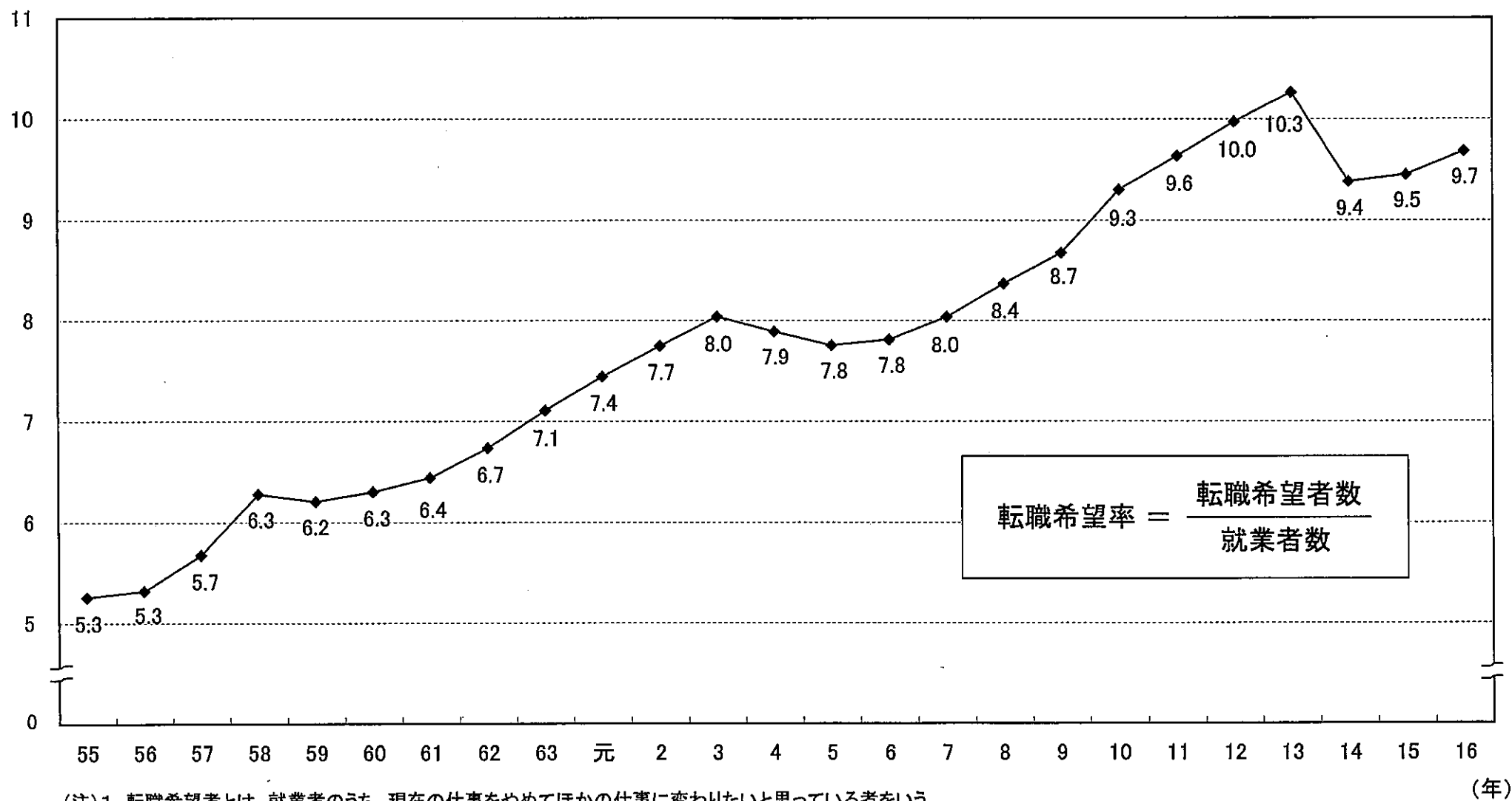
(2005年1月現在)



(備考) デンマークは、2004年1月現在(出所: "European Taxation Database 2005-Release1" IBFD)。

転職希望率の推移

(%)



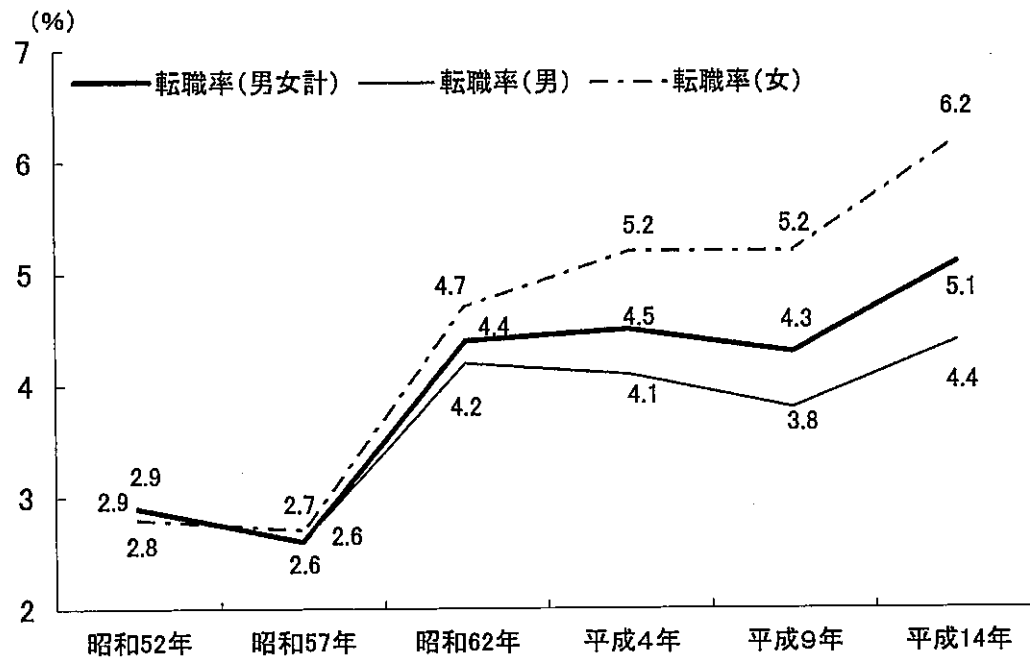
(注) 1 転職希望者とは、就業者のうち、現在の仕事をやめてほかの仕事に変わりたいと思っている者をいう。

2 就業者とは、労働力人口のうち、完全失業者以外の者をいう。

(備考) 総務省統計局「労働力調査」により作成

就業異動の状況(転職率の推移)

男女別就業異動の割合の推移



年齢、男女別転職率(昭和52年⇒平成14年)

(%)

	男		女	
	昭和52年⇒平成14年		昭和52年⇒平成14年	
総数	2.9	4.4	2.8	6.2
15～19歳	4.1	8.9	3.6	10.8
20～24	6.1	10.9	6.7	13.2
25～29	4.5	7.0	4.7	10.4
30～34	3.2	5.2	3.4	8.0
35～39	2.5	3.7	2.5	6.6
40～44	1.9	2.9	2.0	6.2
45～49	1.4	2.7	1.4	4.9
50～54	1.5	2.6	1.1	3.5
55～59	2.8	2.9	0.7	2.5
60～64		5.2		2.2
65歳以上	0.7	1.6	0.1	0.8

(注) 転職率: 1年前の勤め先と現在の勤め先が異なる者(転職者)の1年前の有業者に占める割合

(備考) 総務省「就業構造基本調査」より作成。